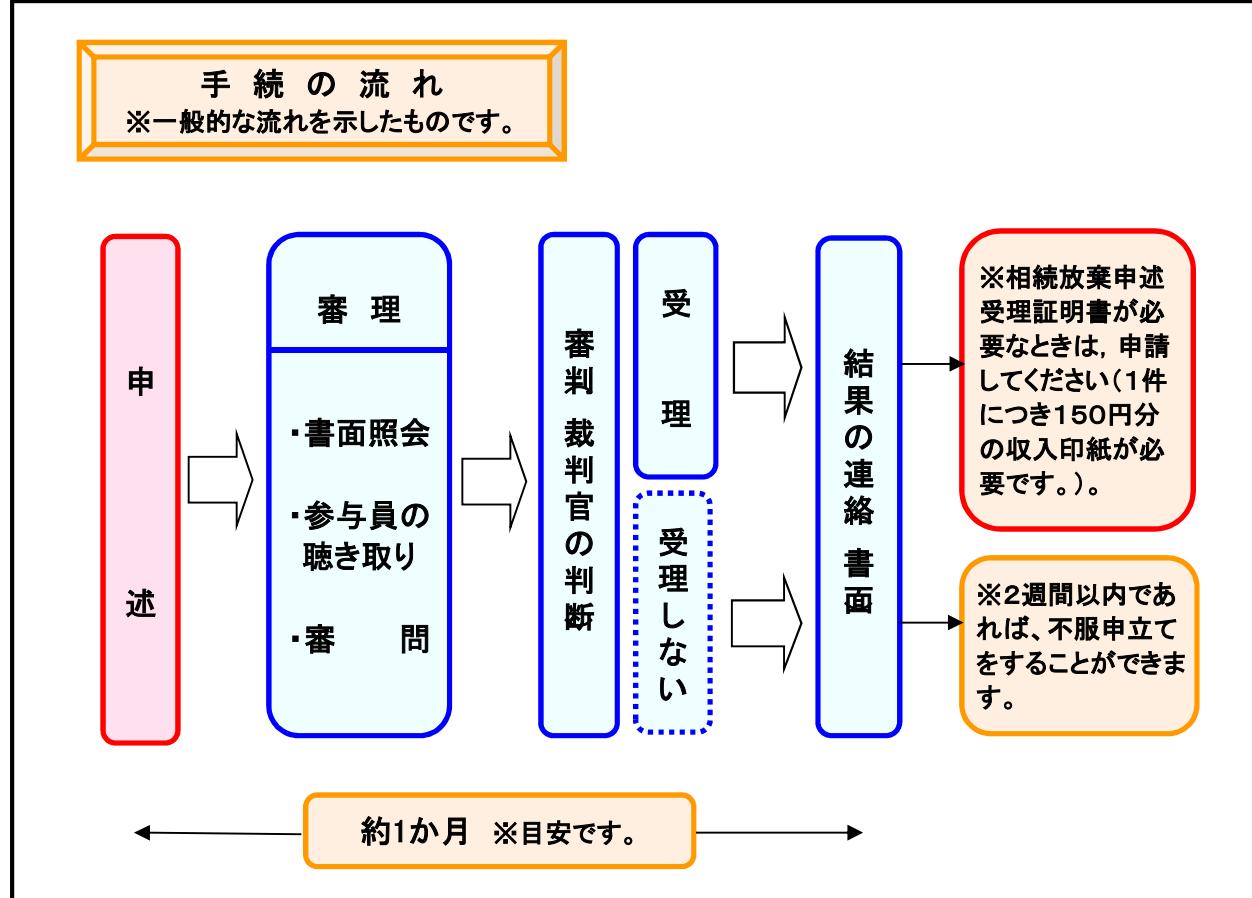


「相続放棄の申述」の手続とは…

亡くなった人の財産(借金などの債務も含まれます。)を、一切相続したくないときは、家庭裁判所で相続の放棄をする旨を申述しなければなりません(これを「相続放棄の申述」といいます。)。相続放棄をすると、初めから相続人ではなかったことみなされます。相続放棄の申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に行わなければなりません(民法938条)。

この申述を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申述をする人	相続人(未成年者のときは、その法定代理人(親権者など)が代理して行います。)
申述をする裁判所	亡くなった人の最後の住所地の家庭裁判所
申述に必要な費用	申述する相続人1人につき <input type="checkbox"/> 収入印紙800円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 84円5枚、10円20枚、2円20枚 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申述に必要な書類	<input type="checkbox"/> 申述書 1通 <input type="checkbox"/> 別紙「相続放棄の申述に必要な書類」とおり



よくあるご質問

Q1 夫は数年前に死亡しているのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか？

相続放棄の申述は、相続人が相続開始の原因たる事実(被相続人が亡くなったこと)及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に行わなければなりません。ただ、相続財産が全くないと信じ、かつ、相当な理由があるときなどは、財産の全部又は一部の存在を認識したときから3か月以内に申述すれば、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q2 夫の遺産の一部を売却してしまったのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか？

遺産の一部を処分したときは、相続を承認したものとみなされることになり、相続放棄は認められません。もっとも、処分した内容、理由などによっては、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q3 被相続人の兄弟姉妹が、被相続人の子と一緒に相続放棄の申述をすることはできますか？

民法では、第一順位相続人が子、第二順位相続人が父母、祖父母等、第三順位相続人が兄弟姉妹と定められています。先の順位の相続人がいる場合は、その人の相続放棄の申述が受理されなければ、後の順位の相続人が相続放棄の申述をすることはできません。

Q4 相続人が認知症で相続放棄の申述の手続がとれないのですが、どうすればよいですか？

家庭裁判所に後見開始の申立てをして、その方の成年後見人を選任する必要があります。その審判が確定したときから3か月以内に、成年後見人が相続放棄の手続をとることができます。

Q5 相続放棄が受理された証明書がほしいのですが、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、印鑑を押した上で、1件につき150円分の収入印紙を添えて、受理をした家庭裁判所に申請してください。直接、受理した家庭裁判所まで申請に来られる場合は、運転免許証などの本人と確認ができるものを持参し、申請用紙を郵送する場合は、返信用の切手と本人と確認ができるもののコピーを同封してください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先
〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)